

徳島県告示第四百四十四号

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第二十八条第一項に規定する講習会を次のとおり開催するので、徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）第十八条第二項の規定により告示する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 日時

令和四年八月三十一日（水曜日）午前八時五十分から午後五時まで

二 場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館二階 第一会議室及び第二会議室

三 受講願書の提出期間

令和四年七月五日（火曜日）から同年八月四日（木曜日）まで

四 受講願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部都市計画課

五 受講手数料

三千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講願書に貼付すること。）

六 その他

この講習会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八―六二二―二五六六）へすること。